

👉 e-TAXの改正

Q : e-TAXが使いやすくなるそうですが、どのようになるのですか？

A : 次のようになります。

【解説】

① 電子署名が不要に

現在、e-TAXで申告を行う場合は、本人の電子署名が必要とされていますので、税理士が納税者の代わりに申告を行う場合であっても納税者本人の電子署名が必要になります。しかし、その納税者の電子署名が有効なものかどうかを申告時に確認することができないため、申告後に再確認しなければならないことになっています。そこで、こうした状況を解消するため、平成19年度の税制改正では、税理士等が納税者の依頼を受けて税務書類を作成し、それをe-TAXで申告する場合には、納税者の電子署名は不要とされることとなります。また、納税者本人が税務署に行ってe-TAXで申告する場合も、本人確認ができるため電子署名が不要になるようです。

② 電子申告控除

e-TAXの利用を促進するため、平成19年、20年分に電子証明書を取得し、確定申告でe-TAXを利用した場合に1度限り、5,000円の税額控除が適用される制度が新設されます。ただし、この制度は、個人のみが対象で、法人には適用がありません。

